



### 税務トピックス

医療機器 500 万円以上の特別償却



Dental



Medical

P1

P2

### 医療トピックス

窓口での保険資格確認の対応  
～マイナ保険証に移行後～



Dental



Medical

P3

### 税務トピックス

「103 万円の壁」引き上げに伴う労働時間の影響



Dental



Medical

P4

### Q&A ～皆様からのご質問にお答えいたします～

スポーツジムの利用と医療費控除について



Dental



Medical

P5

### Q&A ～皆様からのご質問にお答えいたします～

社会保険の加入・資格喪失手続きについて



Dental



Medical

P6

### 弊法人からの連絡事項

労働保険申告書作成の申し込み



Dental



Medical

P7

### 高額な医療用機器の特別償却制度

医療機関が設備投資を促進するために利用できる税制優遇措置の一つとして、医療機器500万円以上の特別償却制度があります。

この制度は、厚生労働省が告示で定めた医療用機器のうち、500万円以上の医療用機器を取得した際に、**取得価額の12%を特別償却**できるものです。対象となる医療用機器は、高度な医療提供に資するものとして、医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療用機器となります。

(例：全身用CT、MRI装置、内視鏡装置)

**特別償却の最大のメリットは、初年度の税負担を軽減し、キャッシュフローの改善が図れる点**です。通常の減価償却に加えて、特別償却分を先に経費として計上できるため、初期投資の負担を軽減できます。特別償却の対象となるのは、**利益を上げている医療機関**である必要があります。

### 対象となる医療機器例

#### ●循環器科

- ・ 血管造影装置 (CAG、IVUS、OCT)
- ・ ペースメーカー (埋込型、外来型)

#### ●整形外科

- ・ CTスキャン装置 (骨折や関節の評価用)
- ・ 骨密度測定装置

#### ●眼科

- ・ 眼底カメラ
- ・ 眼科用レーザー治療装置

#### ●耳鼻咽喉科

- ・ オーディオメーター (聴力測定装置)
- ・ 超音波診断装置 (頸部や耳の検査用)

#### ●婦人科

- ・ 超音波診断装置 (胎児の評価、婦人科疾患の診断)
- ・ マンモグラフィー装置 (乳がんの早期発見用)

#### ●泌尿器科

- ・ 超音波診断装置 (腎臓、膀胱の評価用)
- ・ 透析装置 (人工腎臓装置)

#### ●外科

- ・ 超音波診断装置 (腹部、軟部組織の評価用)
- ・ レーザー治療装置

#### ●消化器科

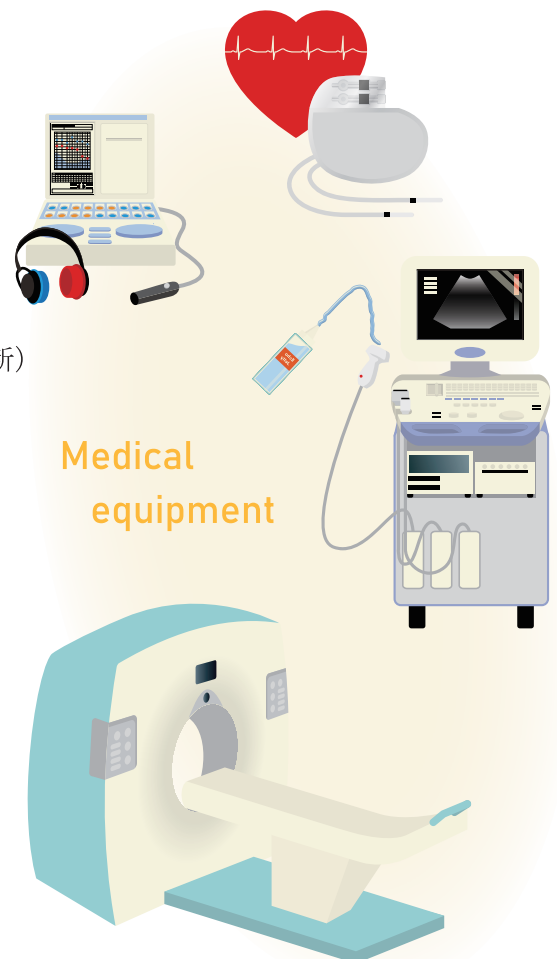
- ・ 超音波診断装置 (消化器系の評価用)
- ・ MRI装置 (肝臓、膵臓、胆嚢の評価用)

#### ●皮膚科

- ・ 皮膚用レーザー治療装置
- ・ ダーモスコピー (皮膚の診断装置)

#### ●歯科

- ・ 歯科用CT (コンビームCT)
- ・ 歯科用 (AD/CAMシステム)
- ・ 歯科用レーザー治療機器



特別償却、定額法、定率法の比較事例

- 対象機器: 500万円の医療機器
- 償却方法:
  - 定額法 (均等に償却)
  - 定率法 (残存価額に対して償却)
- 耐用年数: 5年
- 税率:
  - 個人開業医: 所得税率40%
  - 医療法人: 法人税及び地方法人税税率25%



償却方法	通常の償却額	特別償却額	合計
定額法	100万円	60万円	160万円
定率法	200万円	60万円	260万円

- 定額法:  $500万円 \div 5年 = 100万円/年$
- 定率法 (初年度):  $500万円 \times 40\% = 200万円$
- 特別償却:  $500万円 \times 12\% = 60万円/年$

個人開業医 (所得税率40%で計算)

- $60万円 \times 40\% = 24万円の減額$

医療法人 (法人税及び地方法人税率25%で計算)

- $60万円 \times 25\% = 15万円の減額$



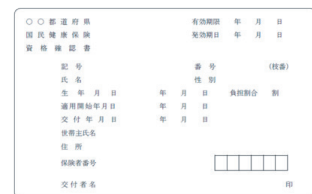
このように、特別償却を活用することで初年度の税負担を減少させることが可能です。

前頁で例示の機器類はすべて500万円以上の購入額が求められる場合が多く、特別償却制度の対象となります。ただし、特別償却を適用するには、医療機器が「特定機器」として指定されている必要があるため、詳細な条件や手続きについては、各機器の製造業者等に確認することが重要です。

2024年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、診療の際は、**マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み**（以下、マイナ保険証）が**基本**となります。

一方で、マイナンバーカードを取得していない方や、まだマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方には、マイナンバーカードによらず保険資格が確認できるように、ご自身が加入している医療保険者（勤務先や各自治体など）から**「資格確認書」が無償で交付**されます。

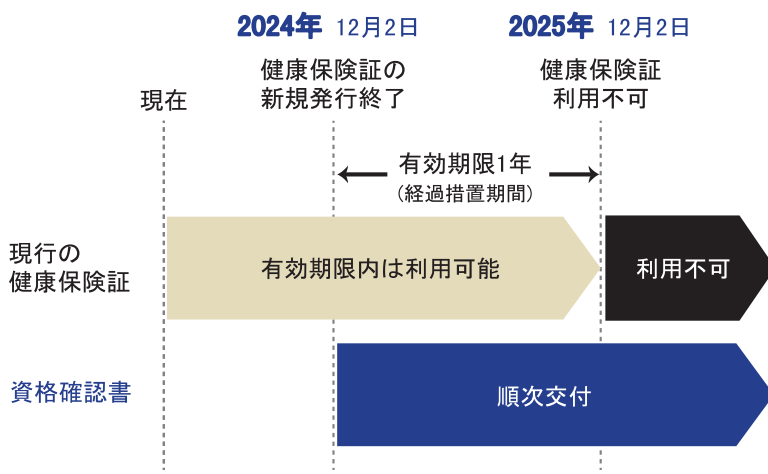
資格確認書イメージ



※保険者によって様式・発行形態が異なります。

これに加えて、ご自身でのマイナ保険証の利用が困難な方（高齢者、障害がある方など）は、申請いただくことで**「資格確認書」が交付**されます。

資格確認書の交付スケジュール、及び現行の健康保険証での利用可能期間



●現行の健康保険証

- ・2024年12月2日以降：現行の健康保険証は新たに発行されなくなります。
- ・2025年12月1日まで：現行の健康保険証は有効期限内（経過措置期間として有効期限最大1年）においてご利用いただけます。
- ・2025年12月2日以降：現行の健康保険証は利用不可となります。

●資格確認書

- ・2024年12月2日以降：現行の健康保険証の有効期限内に順次交付されます。

窓口での対応

資格確認書を提示された場合、**窓口で保険資格の確認が必要**となります。確認の手順は、**現行の健康保険証と同様**です。

また、**マイナ保険証利用者でも、スタッフが操作をする必要がある場合**がございます。マイナ保険証がカードリーダーで読み取れなかった場合には、「**目視モード**」を、システム障害や停電などにより、保険資格情報が読み取れなかった場合には、「**緊急時医療情報・資格確認機能**」を利用する必要があり、いずれもスタッフの操作が必要となります。



現行の健康保険証が利用不可となる2025年12月2日以降でも、場合によっては、**窓口で保険資格の確認や、スタッフがカードリーダーを操作する必要**がございますので、ご注意ください。

2024年12月20日に2025年度税制改正大綱が公表されました。その中で「103万円の壁」の改正が発表され、現在扶養の範囲で働くパートスタッフ、学生アルバイトの働き方が大きく変わることが想定されます。

※2025年2月24日時点の内容です。今後内容が変更される可能性があります。

令和7年以降は、所得税が0円となり、「扶養の範囲」となる収入、及び所得は以下のとおりです。「年間の合計所得金額が58万円以下(以下のC)となります。」

所得計算比較表

	A 収入(給与のみ)	B 給与所得控除	C(A-B) 合計所得	D 基礎控除	E(C-D) 課税所得
令和6年以前	103万円	▲55万円	48万円	48万円	0円
令和7年以降	123万円	▲65万円	58万円	55万円	0円

### パートスタッフの場合

配偶者控除の対象となる給与収入(103万円の壁)は123万円に引き上げられましたが、配偶者**特別**控除(201万円の壁)の要件の改正は発表されておられません。

### 学生アルバイトの場合～特定親族特別控除(仮称)の創設～

年末時点で19歳以上23歳未満の扶養親族の親等が扶養控除の適用を受けるには、扶養親族の給与収入額が103万円以下(所得48万円以下)である必要がありました。今回の改正により給与収入150万円以下(所得85万円以下)であれば親等が従来の63万円の所得控除を受けられます。また、150万円を超えても段階的に控除が逡減される制度となります。

特定親族特別控除(仮称)の計算

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

財務省「令和7年度税制改正の大綱」より抜粋

### 壁の引き上げに伴う、労働時間の変動(社会保険は考慮外)

#### ①パートスタッフの場合(時給1,163円の場合)

1,030,000円÷1,163円=約885時間

1,230,000円÷1,163円=約1,057時間

年間172時間分(月間14時間)の労働時間が増加します。

#### ②学生アルバイトの場合

1,500,000円÷1,163円=約1,289時間

年間404時間分(月間33時間)の労働時間が増加します。



年収の壁を理由に、シフトの確保や時給の引き上げ等にお困りであれば、改正を機会にご検討してみてもはいかがでしょうか。

Question

スポーツジムの利用料が医療費控除の対象となると聞いたのですが、ジムの利用料は全て医療費控除の対象となりますか。

Answer

自発的にスポーツジムを利用している場合にはその施設の利用料は医療控除の対象とはなりません、**下記の要件**を満たした場合には施設の使用料も医療費控除の対象となります。

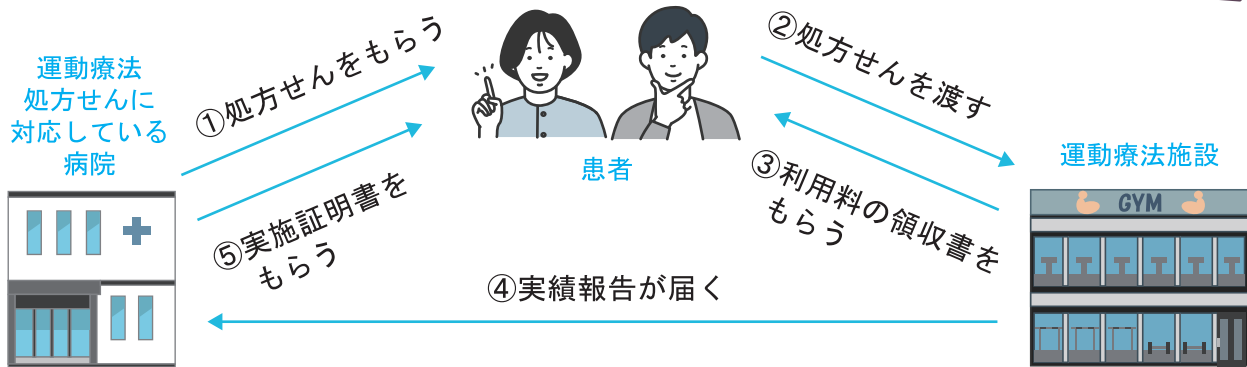
【医療費控除を受けるための要件】

- ① 医師から運動療法処方せんが出ていること
- ② 指定の施設を利用していること
- ③ 概ね週1回以上で8週間以上にわたる運動を行っていること



医療費控除を受けるまでの流れ

- ① 運動療法処方せんに対応している病院で運動療法処方せんを作成してもらいます。
- ② 厚労省が指定している運動療法施設にて運動療法を実施します。
- ③ 医師から指導・助言・経過観察を受けます。
- ④ 一定期間(概ね週1回以上8週間以上)継続して行います。
- ⑤ 運動療法処方せんに対応している病院で運動療法実施証明書を受け取ります。



医療費控除を適用される場合は下記資料を弊社までご郵送ください

- 運動療法処方せんに対応している病院の受診に係る領収書
- 指定運動療法施設の利用料に係る領収書
- 運動療法実施証明書(右図参照)



(別紙様式)

(税務署提出用)

運動療法実施証明書

所轄税務署長 殿

患者名 \_\_\_\_\_ ( 年 月 日生 歳 ) (男・女)

住 所 \_\_\_\_\_

疾病名 \_\_\_\_\_

患者が次の期間(回数)、当施設において運動療法を実施したことを証明する。

運動療法実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

運動療法実施回数 \_\_\_\_\_ 回

(月別明細)

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 回

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 回

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 回

平成 年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_ 施設所在地 \_\_\_\_\_

施設責任者名 \_\_\_\_\_ 印 施設指定番号 \_\_\_\_\_

患者が疾病の治療のため、上記指定運動療法施設を利用した運動療法を行なったことを証明する。

平成 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印

## Question

スタッフの入退社がありました。社会保険の手続きをお願いしたいのですが、何を準備すればよいですか。

## Answer

状況によって追加の資料をお願いする場合もございますが、基本的には下記の通りとなります。

### 社会保険の加入(入社)時に必要なもの

※これから新たに社会保険の適用事業所となる場合は、お手続きの内容が異なります。  
まずは担当者までご連絡ください。

#### ①共通

- ・入社連絡票、入社日の分かる資料
- ・扶養控除等異動申告書
- ・マイナンバー提供用紙（任意）  
→マイナンバーは取り扱いに規定がございますので下記いずれかの方法でお送りください。  
レターパック：茶封筒等に入れて表面に「マイナンバーあり」と記載してください。  
メール：マイナンバー専用アドレス([mynumber@j-creas.com](mailto:mynumber@j-creas.com))にのみお送りください。
- ・氏名、生年月日などに何か訂正事項がある場合、その情報

#### ②雇用保険

- ・雇用保険被保険者証（前職で雇用保険に加入していた場合）  
→紛失した際はその旨お知らせください。

#### ③健康保険・厚生年金

- ・基礎年金手帳の写し



### 社会保険の資格喪失(退職)時に必要なもの

#### ①共通

- ・退社連絡票、退職願等、住所が分かる資料
- ・最終支給給与の情報（例：1月28日退職、2月25日支給給与が最終…等）

#### ②雇用保険

- ・離職票の要/不要についての情報

#### ③健康保険・厚生年金

- ・健康保険証  
→本人分と、扶養している家族がいれば被扶養家族分も返却ください。

### 弊法人からの請求について

社会保険加入・資格喪失のお手続きをご依頼いただいた場合、弊法人グループの社労士法人より請求書が発行されます。

- ★口座振替をご希望の場合は担当者までご連絡ください。  
(口座振替開始には1~2ヶ月お時間を要します。)

■ 労働保険申告書作成の申し込み及び費用について

5月末から順次、労働局から皆様のお手元に、申告書が届く予定です。

弊法人に作成を依頼される場合は **6月10日(火)** までに、その申告書をお送りください。

2025年度の労働保険年度更新は、7月10日(木)までとなっております。7月10日(木)までの間に前年度の確定保険料、当年度の概算保険料を計算し、申告・納付を行います。労働保険料の算定方法は、2024年4月1日から2025年3月31日までに支払われた賃金総額に、保険料率を乗じた額が保険料となります。詳しくは下記の一覧表をご参照ください。

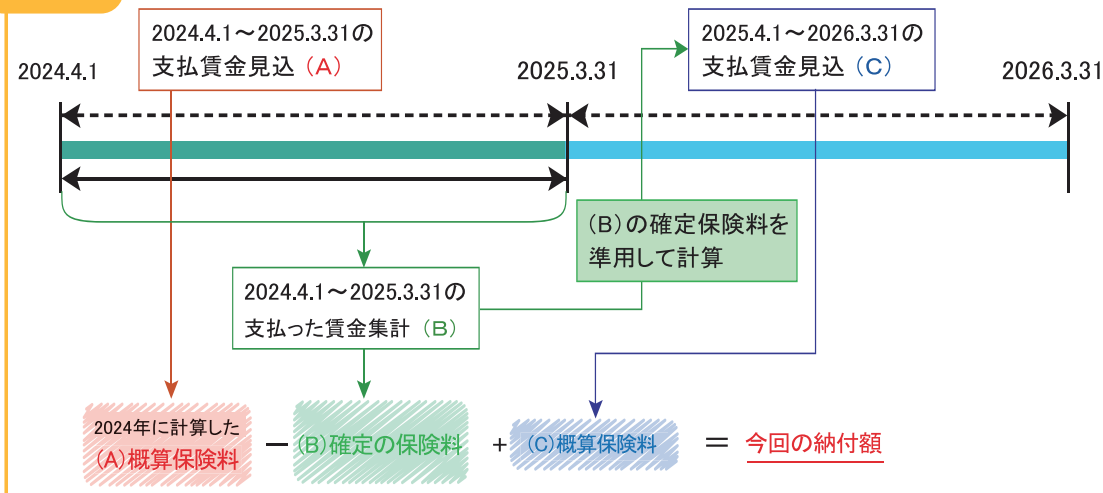
費用一覧		(税込)		
	①	②	③	
	弊法人が申告書作成	弊法人が資料作成、労働保険組合等に提出	歯科医院・クリニックが計算、弊法人でチェック	
1名	4,290円	4,290円	4,290円	
2名				
3名				
4名	5,720円	5,720円	5,720円	
5名	7,150円	7,150円	7,150円	
1人増ごとに	1,430円	1,430円	1,430円	

(注) 人数とは常時使用労働者数(申告書④欄)をいいます。

(注) 別途見積書で料金をお知らせしている場合は、そちらでの請求となります。

※ご自身で計算して申告する場合は、申告期限 7月10日(木)に間に合うようにご準備ください。

計算のしくみ



日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 391号

■発行日：2025年4月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://creas-med.com>

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



WEB版 CLIENT  
閲覧パスワード

creas

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話(代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

<国内> 東京/高山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人